議案第25号

多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

施設名称・位置	指定管理者		指定期間
	所 在	名称及び代表者名	14 足 朔 间
滞在型市民農園	多可郡多可町八千	ネイチャーパーク笠形	平成30年4月1日から
施設「ブライベ	代区大屋378番地1	交流協会 会長 大屋	平成34年3月31日まで
ンオオヤ」		区長 市位裕文	
多可郡多可町八			
千代区大屋378			
番地1			